

国保・年金・税

国民健康保険

国民健康保険

朝 保険年金課 TEL 23-7014 FAX 25-3566

病気やけがのときに経済的負担を軽くして医療を受けられるように設けられた制度です。加入者の皆さんからの保険税と国・県・市からの補助などで運営しています。

国民健康保険の手続きに必要なもの

- ① 手続きに来庁される方の顔写真付きの本人確認書類
- ② 世帯主および対象者の個人番号通知カードまたはマイナンバーカード

※別世帯の方が手続きする場合は、委任状および代理人の顔写真付きの本人確認書類が必要となります。詳しい内容はお問い合わせください。

加入するとき

こんなとき	持ってくるもの
他の市区町村から転入してきたとき	☒ 転出証明書
職場の健康保険をやめたとき (被扶養者からはずれたとき)	☒ 職場の健康保険をやめた (被扶養者資格がなくなった) 証明書
子どもが生まれたとき	☒ 資格確認書 など ☒ 預金通帳 など(世帯主の振込先がわかるもの) ☒ 直接払い合意文書 ☒ 領収書(出産費用内訳明細書) ☒ 世帯主と振込先口座が異なる場合は委任状

やめるとき

こんなとき	持ってくるもの
他の市区町村へ転出するとき	☒ 資格確認書 など
職場の健康保険に加入したとき (被扶養者になったとき)	☒ 国保と職場の健康保険の 資格確認書 など
被保険者が亡くなったとき	☒ 資格確認書 など ☒ 印鑑(喪主のもの) ☒ 会葬礼状・葬儀費用の領収書 ☒ 預金通帳 など(喪主の振込先がわかるもの) ☒ 喪主と振込先口座が異なる場合は委任状

その他

こんなとき	持ってくるもの
市内で住所・世帯主・氏名が変わったとき	☒ 資格確認書 など
修学のため、子どもが他の市区町村に住むとき	☒ 資格確認書 など ☒ 在学証明書 ☒ 転出先の住民票の写し(マイナンバー入り)
資格確認書などをなくしたり、汚れて使えなくなったとき	☒ 使えなくなった資格確認書 など

高額療養費

1カ月に支払った医療費が一定の額を超えたとき、超えた分のお金が戻ってくる制度です。該当する方には通知します。

入院したときの医療費など

①70歳未満の方

「限度額適用認定証」を医療機関の窓口に提示すると窓口負担が一定の額までになります。

②70歳以上75歳未満の方

所得区分が「現役並みⅢ」および「一般」の方は、資格確認書などを医療機関の窓口に提示すると窓口負担が一定の額までになります。

それ以外の所得区分の方は、「限度額適用認定証」を医療機関の窓口に提示すると窓口負担が一定の額までになります。

※マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証を限度額適用認定証として使えます。

資格確認書などを持たずにかったときやコルセットなどを作製したとき

やむを得ない理由で全額負担をした場合、必要書類を添えて申請すると、医療費の一部が戻ってくる場合があります。

海外渡航中に病院にかかったとき

国民健康保険加入者が海外渡航中に支払った医療費は、必要書類を添えて申請すると一部支給される場合があります。

出産したとき

国民健康保険加入者が出産した場合は、世帯主に出産育児一時金が支給されます。

加入者が亡くなったとき

国民健康保険加入者が亡くなったときは、喪主の方に葬祭費が支給されます。

短期人間ドックの助成

市と契約した医療機関で人間ドックを受検する場合、受検する前に申請をすると検査費用の一部が助成されます。

交通事故やけんかによるけがなどの治療を国民健康保険で受診したいとき

交通事故やけんかによるけがなどの治療を国民健康保険で受診したいときは保険年金課に届け出が必要です。

70歳以上の方の自己負担割合

70歳になると、自己負担割合や自己負担限度額が変更になります。同一世帯の70歳以上75歳未満の被保険者のみの前年の所得および収入により判定します。

70歳以上になった方の資格確認書などの交付

資格確認書などは70歳の誕生日(1日生まれの方は誕生日の前月)の下旬に郵送します(手続きは不要)。

特定疾病の自己負担額の軽減

医師の同意があれば特定の病気は定額で治療が受けられます。

高額医療・高額介護合算制度

医療保険および介護保険の年間合計自己負担額が著しく高額になった場合、医療保険と介護保険の自己負担額を適用後に、合算した自己負担分が一定の額を超えたときに、その超えた分が支給されます。

申請先

保険年金課(朝日庁舎)または富来田出張所

保険税

49ページをご確認ください。

健康診査

国民健康保険被保険者を対象に特定健康診査を実施します。詳しい内容は57ページをご確認ください。

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度

朝 保険年金課 TEL 23-7024 FAX 25-3566

高齢者世代と現役世代の負担を明確にし、公平で分かりやすい医療制度として、千葉県後期高齢者医療広域連合が主体となり運営しています。

対象となる方

- ▶ 75歳以上の方
- ▶ 65歳以上75歳未満の一定の障がいがある方(申請して広域連合から認定を受けることが必要です)

保険料

医療費のうち、医療機関の窓口で支払った自己負担

額を除いた分の5割を国・県・市が、4割を現役世代が負担し、残りの1割を保険料として高齢者の皆さんから納めていただきます。

保険料の算定

「均等割額」と「所得割額」を合計して個人単位で計算されます。均等割額と所得割率は、広域連合ごとに決められ、千葉県内は均一です。

保険料の軽減

所得が低い方の軽減

- ▶ 所得が低い方は、世帯の所得水準に応じて、保険料の均等割額が軽減されます。

被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- ▶ 制度加入前に被扶養者だった方は、保険料の所得割額の負担はなく、均等割額が資格取得後24カ月の間5割軽減されます。

保険料の納め方

- ▶ 年金が年額18万円以上の方は、年金からの天引き(特別徴収)となります。それ以外の場合は個別に市に納付します(普通徴収)。ただし、介護保険料と合わせて保険料額が年金額の2分の1を超える場合は、年金からの天引きとはなりません。
- ▶ 申し出により口座振替での納付に変更することができます。詳しくは保険年金課までお問い合わせください。

被災・病気など、特別な事情により納付が困難なとき

特別な事情により保険料の納付が困難なときは、申請により保険料の免除・減額を受けられる場合がありますので、保険年金課にご相談ください。

自己負担割合

医療費の自己負担割合は、前年の所得などにより判定します。

医療費が高額になったとき

同一月に保険診療分の自己負担額が限度額を超えたときは、超えた分が高額療養費として支給されます。該当する方には通知しますので、必ず申請してください。

高額な外来診療を受けるときや入院したときの医療費

医療機関の窓口で「マイナ保険証または医療費の限度区分を併記した資格確認書」を提示することで、医療費の窓口負担の上限があらかじめ低く抑えられます。併記が必要な方は保険年金課で申請してください。

高額医療・高額介護合算制度

医療保険および介護保険の年間合計自己負担額が著しく高額になった場合、医療保険と介護保険の自己負担限度額を適用後に、合算した自己負担分が一定の額を超えたときに、その超えた分が支給されます。

■ 特定疾病の場合

厚生労働大臣が指定する特定疾病の場合の限度額（月額）は1万円です。この場合「特定疾病療養受療証」が必要となりますので窓口で申請してください。

- ①先天性血液凝固因子障害の一部（血友病）
- ②人工透析が必要な慢性腎不全
- ③血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

■ 交通事故に遭ったとき

警察に届けると同時に、保険年金課に必ず届け出をしてください。

■ 加入者が亡くなったとき

被保険者が亡くなったときは、喪主の方に葬祭費が支給されます。

■ 健康診査

生活習慣病の早期発見と健康の保持を目的とし、後期高齢者健康診査を行っています。

■ 歯科口腔健康診査

歯や口腔内の健康の維持・改善を目的とし、後期高齢者歯科口腔健康診査を行っています。対象者は前年度に75歳になった方です。

■ 短期人間ドックの助成

市と契約した医療機関で人間ドックを受検する場合、受検する前に申請すると検査費用の一部を助成します。

国民年金

国民年金

朝 保険年金課 TEL 23-7059 FAX 25-3566

■ 国民年金は

20歳から60歳未満の日本に住所のあるすべての方に加入することが義務付けられています。

区分	どんな方？	保険料は？
第1号被保険者	自営業・農業・学生・フリーターの方 など	納付書で納めます（口座振替なども可能）。
第2号被保険者	会社員・公務員（厚生年金などに加入の方）	厚生年金保険料などとして給料から天引きされます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者（例：会社員の妻 など）	配偶者の加入する厚生年金保険などから、拠出金として負担します。自ら納付する必要はありません。

■ 任意加入制度

海外に居住する20歳から65歳未満の日本国籍の方や、年金の受給に必要な資格期間（10年）を満たしていない65歳以上70歳未満の方などは、希望で加入することができる任意加入制度があります。

■ 受給できる年金

老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金と第1号被保険者独自の給付として付加年金・寡婦年金・死亡一時金などがあります。

国民年金の届け出

朝 保険年金課 TEL 23-7059 FAX 25-3566

■ 市役所で行う届け出（第1号被保険者の届出）

届け出するとき	必要なもの
会社を辞めたとき 配偶者の扶養からはずれたとき 配偶者が会社を辞めたとき	☐ 退職日や扶養の認定がはずれた日を証明するもの（離職票・資格喪失証明書など） ☒ 本人確認書類（運転免許証など）
氏名が変わったとき 転入してきたとき （同一市内で転居したとき）	手続きは不要です。
海外転入・海外転出するとき	☒ 本人確認書類（パスポートなど）
基礎年金番号通知書（旧年金手帳）の再交付	☒ 本人確認書類（運転免許証など）
付加年金の加入・脱退	☒ 本人確認書類（運転免許証など）

■ 勤務先で行う届け出（第2・3号被保険者の届出）

届け出するとき
▶ 会社員や公務員になったとき ▶ 会社員や公務員に扶養されるようになったとき（配偶者の勤務先） ▶ 配偶者が20歳になったとき ▶ 住所・氏名が変わったとき など

国民年金保険料の納付と免除制度

朝 保険年金課 TEL 23-7059 FAX 25-3566

納付方法

国民年金保険料の納付方法には以下の方法があります。

- ▶ 納付書
- ▶ 口座振替
- ▶ クレジットカード
- ▶ スマートフォンアプリ
- ▶ ねんきんネット

※毎月納付する方法や2年分、1年分などを前納(割引になります)する方法があります。

免除制度

国民年金保険料の免除・納付猶予の申請をし、承認されると、老齢年金・障害年金・遺族年金などの受給資格期間に算入されます。

全額免除

被保険者および配偶者、世帯主の前年所得が一定の基準に該当した場合、申請により保険料が全額免除されます。

一部免除(4分の1・半額・4分の3)

被保険者および配偶者、世帯主の前年所得が一定の基準に該当した場合、申請により保険料が一部免除されますが、納付が必要です。

学生納付特例制度

前年所得が基準以下の学生は申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。

50歳未満の方の保険料納付猶予制度

50歳未満の被保険者および配偶者の前年所得が一定の基準に該当した場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

保険料の追納

免除や納付猶予制度を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納付することができます。詳しくは木更津年金事務所(TEL 23-7616)へお問い合わせください。

産前産後免除

出産日が平成31年2月1日以降の方は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間)。

国民年金受給の手続き

朝 保険年金課 TEL 23-7059 FAX 25-3566

老齢基礎年金

受給できる方

保険料を納めた期間、全額免除された期間および合算対象期間が合計で10年以上ある方

手続き先

- ▶ 第1号被保険者期間のみの方→保険年金課
- ▶ 第2・3号被保険者期間のある方→年金事務所
- ▶ 第2号被保険者期間のある公務員の方→各共済組合

障害基礎年金

受給できる方

国民年金に加入している間、または60歳以上65歳未満で日本に住んでいる間に、病気やけがをして一定以上の障がいがあり、保険料の納付要件を満たしている方。

20歳以前の病気やけがによる障がいである一定の要件を満たせば20歳から受けることもできます。

手続き先

初診日(障がいの原因になった病気やけがではじめて医者にかかった日)により手続き先が異なりますので、お問い合わせください。

遺族基礎年金

受給できる方

保険料の納付要件を満たしている国民年金被保険者が亡くなったとき、または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方が亡くなったときに、その方の収入で生活していた18歳未満(障がい児は20歳未満)の子のある配偶者またはその子。

手続き先

亡くなったときの加入状況により手続き先が異なりますので、お問い合わせください。

第1号被保険者の独自の給付

付加年金

月額400円の付加保険料を納めることにより、納めた月数×200円で計算した金額が老齢基礎年金に加算されます。

国民年金基金に加入している方は加入できません。

寡婦年金

国民年金の保険料を納めた期間(免除期間を含む)が10年以上ある夫が年金を受けずに亡くなった場合に、10年以上婚姻関係があった妻に、60歳から65歳になるまで支給されます。

死亡一時金

国民年金の第1号被保険者として、保険料を納めた月数が36カ月以上ある方が、年金を受けることなく亡くなったとき、その方と生計を同じくしていた遺族(①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹の中で優先順位が高い方)に支給されます。

なお、寡婦年金を受けられる場合は、どちらか一方を選択します。

また、遺族基礎年金を受けられる場合、一時金は支給されません。

未支給年金・年金受給権者死亡届

年金を受けている方が亡くなったときに、まだ受け取っていない年金や亡くなった日より後に振り込みされた年金のうち、亡くなった月までの年金は、未支給年金として生計を同じくしていた遺族(①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟・姉妹⑦その他3親等内の親族)が受け取ることができます。

生計を同じくしていた方がいない場合は、年金受給権者死亡届のみ提出が必要です。

受けている年金の種類により手続き先が異なりますので、お問い合わせください。

税金

個人市・県民税・森林環境税

朝 市民税課 TEL 23-8571 FAX 25-3991

納税義務者

その年の1月1日現在、

- ①市内に住所を有する個人
- ②市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない方

給与からの特別徴収

給与所得者の市県民税・森林環境税は、原則、特別徴収(給与天引き)によって徴収することになっています。

年金からの特別徴収

公的年金に係る市県民税・森林環境税は、公的年金から特別徴収(天引き)となります。

対象となる公的年金受給者

市県民税・森林環境税を納税する65歳以上の方

法人市民税

朝 市民税課 TEL 23-8574 FAX 25-3991

法人市民税は、資本などの金額や従業者数に応じて課する均等割と、法人税額を課税標準として課する法人税割の合算額によって、市内に事務所・事業所・寮などを有する法人などに対して課されます。

固定資産税

朝 資産税課 TEL 23-8674 FAX 25-3991

固定資産税は、毎年1月1日現在で、土地・家屋・償却資産を所有している方が納める税金です。

納税義務者

土地	登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方
家屋	登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている方

都市計画税

朝 資産税課 TEL 23-8674 FAX 25-3991

都市計画税は、快適で住みよい総合的なまちづくりを目的とした都市計画事業や、土地区画整理事業に要する費用の一部に役立てられている目的税です。

軽自動車税

朝 市民税課 TEL 23-8576 FAX 25-3991

軽自動車税は、毎年4月1日現在、市内で原動機付自転車や軽自動車などを所有している個人(法人)に課税されます(4月2日以降に廃車・譲渡などをしても、その年度までは課税されます)。

市たばこ税

朝 市民税課 TEL 23-8576 FAX 25-3991

市たばこ税は、たばこの製造業者・特定販売業者および卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡したたばこに対してかかる税金です。

国民健康保険税

朝 保険年金課 TEL 23-7046 FAX 25-3566

国民健康保険税は、国民健康保険加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費などに充てられる貴重な財源です。自分のため、みんなのために必ず納めましょう。

保険税はいつからかかる？

国民健康保険資格取得月は加入の届出時ではなく、職場の健康保険をやめた月、または本市に転入した月からです。

加入の届け出が遅れた場合でも、届出月からではなく、資格取得月からの保険税を納めなければなりません。

国民健康保険の加入者で40歳以上65歳未満の方は、介護分の保険税もかかります。

保険税の軽減

前年中の所得が一定の基準以下の世帯は、保険税の均等割額・平等割額が軽減される制度があります。申請の必要はありません。

口座振替を利用するには？

市内の金融機関で口座振替依頼書を提出してください。また、朝日庁舎（保険年金課または収税対策室）で、キャッシュカードがあれば、印鑑不要で口座振替の申し込みができます。

（詳しくは52ページをご確認ください）

利用可能な金融機関のキャッシュカード

千葉銀行・千葉興業銀行・京葉銀行・三井住友銀行・千葉信用金庫・ゆうちょ銀行・木更津市農業協同組合・君津信用組合

特別な事情もなく保険税を滞納すると？

災害など特別な事情に該当せず、納期限から1年以上滞納している場合は、医療機関などでの窓口負担割合が10割となる「特別療養費」の支給対象となります。

「資格確認書（特別療養）」または「資格情報のお知らせ（特別療養）」が交付されますので、医療機関などの窓口で提示のうえ、いったん全額自己負担したのち、領収書などを添付して市へ申請することで保険給付分（7割または8割）の支給を受けることができます。

産前産後期間に係る保険税の減額措置

令和5年11月1日以降に出産予定または出産された国民健康保険被保険者の方の保険税を減額します。

減額の対象となる保険税

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間）の出産する被保険者の保険税のうち、所得割額と均等割額が免除されます。

減額には届出が必要

出産予定日の6カ月前から届け出ができます。

必要書類

- ☑ 母子健康手帳
- 📷 顔写真付きの本人確認書類

〈 広告 〉



信託のTKC会計

認定経営革新等支援機関

税理士法人 桜頼パートナーズ会計 藤谷事務所

☎ 0438-30-9170

- 法人・個人の確定申告
- 事業計画書作成
- 相続税の申告相談

相談無料・土日対応可能

木更津市清見台東 1-26-8

桜頼パートナーズ会計藤谷事務所 🔍 検索

非自発的失業者に係る保険税の軽減措置

非自発的な失業をされた方に対し保険税の軽減措置をしています。軽減を受けるには、申請が必要です。

対象となる方

次のすべての条件を満たす方が対象です。

- ▶ 失業時点で65歳未満の方
 - ▶ 雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者
 - ※ 特定受給資格者または特定理由離職者であるかは、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の第1面欄に記載の番号で確認します。
 - ◎ 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の「12離職理由」欄
 - ◎ 特定受給資格者理由コード:11・12・21・22・31・32
 - ◎ 特定理由離職者理由コード:23・33・34
- 上記のコードが記載されている方が対象となります。

軽減内容

保険税の所得割額の算定時に、非自発的失業者の給与所得を100分の30として算定します。

軽減措置適用期間

離職日の翌日から、その翌年度末まで

- ※ 国民健康保険加入中は途中で就職しても継続しますが、会社の社会保険などに加入すると措置が終了します。ただし、国民健康保険に再加入した場合に適用期間内であれば、再度軽減の対象になります。

必要書類

- ☐ 雇用保険受給資格者証
- ☐ マイナンバーカードまたは通知カード
- ☒ 本人確認書類

被災・病気など、特別な事情により納付が困難なとき

特別な事情により保険税の納付が困難なときは、申請により保険税の減免が認められることがありますので、保険年金課にご相談ください。

市税などの問い合わせ窓口

問い合わせの内容	担当窓口
▶ 個人の市県民税・森林環境税	市民税課 TEL 23-8571
▶ 法人市民税	市民税課 TEL 23-8574
▶ 固定資産税・都市計画税 ▶ 特別土地保有税 ▶ 固定資産(土地・家屋・償却資産)の評価 ▶ 住宅用地の申告 ▶ 家屋の滅失届 ▶ 地籍図・課税台帳の閲覧	資産税課 TEL 23-8674
▶ 軽自動車税 ▶ 原動機付自転車などの登録・廃車 ▶ 市たばこ税 ▶ 入湯税	市民税課 TEL 23-8576
▶ 国民健康保険税	保険年金課 TEL 23-7046
▶ 市税などの納付 ▶ 口座振替の申し込み ▶ 納税相談 ▶ 過誤納金の還付充当	収税対策室 TEL 23-8034
▶ 固定資産評価審査申出	固定資産評価審査委員会事務局(市民税課) TEL 23-8576

市税・使用料などの納入の取り扱い

朝 会計室 TEL 23-8274

市の税金や使用料などの収納取り扱いを以下の時間、朝日庁舎内の千葉銀行派出所で取り扱っています。

受付時間

月～金曜日(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
午前9時～午後4時

主な取り扱い税目など

1	市県民税・森林環境税
2	固定資産税・都市計画税
3	軽自動車税
4	国民健康保険税
5	後期高齢者医療保険料
6	介護保険料
7	保育園保育料
8	霊園管理手数料
9	住宅使用料
10	学校給食費
11	その他木更津市発行の納付書

市税などを納付するには

朝 収税対策室 TEL 23-8713 FAX 25-3991

納付書での納付

市から郵送された納付書・口座振替不能通知・督促状は、各金融機関・郵便局・コンビニエンスストアの窓口、スマートフォンアプリなどで納付できます。

ただし、コンビニエンスストアやスマートフォンアプリでは一部お取り扱いできない納付書などもあります。

納付書を紛失された場合は、収税対策室までご連絡ください。

納付できる場所

納付できる場所は変更となる場合がありますので各ホームページなどをご確認ください。

全国の共通納税対応金融機関 (二次元コードが印字されている場合)

納付書裏面記載の金融機関に加え、全国の金融機関エルタックスの窓口で納付ができます。対象の金融機関はeLTAXのホームページでご確認ください。

※利用可能チャンネル欄に「窓口(QR)」と表示されている金融機関が対象となります。

eLTAXのホームページ▶



コンビニエンスストア

MMK設置店・くらしハウス・スリーエイト・生活彩家・セイコーマート・セブン-イレブン・タイエー・デイリーヤマザキ・ニューヤマザキデイリーストア・ハセガワストア・ハマナスクラブ・ファミリーマート・ポプラ・ミニストップ・ヤマザキデイリーストア・ヤマザキスペシャルパートナーショップ・ローソン・ローソンストア100

◎コンビニエンスストアでは、バーコードのない納付書・バーコードが読み取れない納付書・金額が訂正された納付書・使用期限を過ぎた納付書はお取り扱いできません。

地方税お支払サイト

地方税お支払サイトを利用して二次元コードを読み取ることで、クレジットカードやインターネットバンキングなどで納付できます。詳しくは「地方税お支払サイト」をご確認ください。



地方税お支払サイト▶

スマートフォンアプリ(二次元コード)

対応アプリや詳しい操作方法については、「地方税お支払サイト」をご確認ください。

スマートフォンアプリ(バーコード)

アクアコイン・PayPay

◎ポイントは付与されず、ポイントでの納付もできません。

◎スマートフォンアプリでは、二次元コード・バーコードのない納付書、二次元コード・バーコードが読み取れない納付書、金額を訂正した納付書、使用期限を過ぎた納付書はお取り扱いできません。



口座振替での納付

手続き方法(キャッシュカードで申し込む場合)

収税対策室・保険年金課にある専用端末でキャッシュカードを読み取るにより申し込むことができます。個人名義の普通預金口座が対象です。

持ち物

- ☒ キャッシュカード
- ☒ 本人確認ができるもの

対象の金融機関

千葉銀行・千葉興業銀行・京葉銀行・三井住友銀行・千葉信用金庫・ゆうちょ銀行・木更津市農業協同組合・君津信用組合

◎月の下旬までにお申し込みいただくと、同月末納期限の引き落としが可能です(納期限が月初のときは、前月上旬までにお申し込みください)。

市税などの納付は口座振替を推奨しています。一度の手続きで納め忘れの心配がなく、コンビニエンスストアや銀行窓口へ納付に行く手間も省けます。ぜひ口座振替をご利用ください。

口座振替の詳細はこちら▶



手続き方法(通帳届出印で申し込む場合)

市内の金融機関などで口座振替依頼書により手続きできます。

また、収税対策室でもお申し込みいただけます。

持ち物

- ☒ 市税などの納税通知書
- ☒ 預貯金通帳
- ☒ 通帳届出印

対象の金融機関

千葉銀行・千葉興業銀行・京葉銀行・三井住友銀行・千葉信用金庫・ゆうちょ銀行・木更津市農業協同組合・君津信用組合・みずほ銀行・みずほ信託銀行・三菱UFJ銀行・りそな銀行・埼玉りそな銀行・館山信用金庫・中央労働金庫・東日本信用漁業協同組合連合会(千葉県内の本店および営業店)

◎お申し込みしてから手続きが完了するまで、2カ月程度の期間が必要です。完了後、市から「口座振替開始のお知らせ」が届くまでは、お手持ちの納付書で納付してください。

※手続き方法および利用可能な金融機関などは変更となる場合があります。

市税などの納期一覧

朝 収税対策室 TEL 23-8713 FAX 25-3991

税目	月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市県民税・森林環境税				1		2		3			4		
固定資産税 都市計画税		1			2					3		4	
軽自動車税			全										
国民健康保険税					1	2	3	4	5	6	7	8	

各納期月の末日(12月は25日)が納期限となります。末日が土・日曜日、祝日にあたる場合は、その翌日または翌々日が納期限となります。

納期限内に納付を!

納付された税金は、教育・福祉をはじめ、よりよい木更津のまちづくりのために欠かすことのできない市民の財産です。これを計画的かつ有効に活用していくためにも、納期限内に納付しましょう。

納期限が過ぎると督促状が発送され、延滞金が発生します。そのままにせず、速やかに収税対策室へご相談ください。

休日納税窓口の開設

朝 収税対策室 TEL 23-8036 FAX 25-3991

仕事などの都合で平日に「納税相談に行けない」など様々な事情でお困りの方のために、月2回(毎月第2・第4日曜日)市税の納付と納税相談の窓口を開設しています。

受付場所・時間

収税対策室(朝日庁舎)
午前9時～午後4時30分

証明交付・閲覧申請手続きの必要書類

朝 市民課 TEL 23-7253 FAX 25-3566 朝 資産税課 TEL 23-8674 FAX 25-3991

個人	1 納税義務者本人または木更津市で同一世帯の方が申請する場合 ① 本人確認書類(39ページ参照)
	2 1以外の者が申請する場合 ☑ ①納税義務者本人からの委任状(委任者の氏名欄は自署または記名押印であること) ②申請者の本人確認書類(39ページ参照)
法人	☑ ①法人の代表者印(申請書または委任状へ押印) ②申請者の本人確認書類(39ページ参照)

※郵送で申請する方法もあります。詳しくは市ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

証明交付・閲覧の一覧および受付場所

朝 市民課 TEL 23-7253 FAX 25-3566 朝 資産税課 TEL 23-8674 FAX 25-3991

種別	名称	内容	手数料	受付場所				
				資産税課	市民課	金田出張所 富来田・ 連絡所	その他出張所・ 連絡所	
市民税関係	課税・非課税証明書	所得額、収入額、市・県民税課税額	300円		○	○	○	
	所在地(営業)証明書 (二輪・軽自動車登録用)	法人の所在地および名称	300円		※2	※2		
	所在地(営業)証明書 (普通自動車登録用)		300円		※2	※2		
固定資産税関係	固定資産税登録事項証明書	物件の所在地番・面積 など	300円		○	○		
	固定資産公課証明書	物件ごとの所在地番・面積・課税標準額・課税額 など	所有者ごと3物件まで 300円		○	○		
	固定資産税評価証明書	土地・家屋 物件ごとの所在地番・面積・評価額 など	以降1物件増すごとに 30円加算		○	○		
		償却資産 償却資産・評価額 など	300円		○	○		
	固定資産税資産証明書	土地の地目ごとの筆数・評価額、家屋の用途ごとの棟数・評価額 など	300円		○	○		
	課税台帳無登録証明書 (無資産証明)	固定資産課税台帳に土地および家屋の所有者として登録されていない旨	300円		○	○		
	住宅用家屋証明書	租税特別措置法施行令第41条または第42条第1項の規定に該当する家屋であること	1,300円	○				
	名寄帳	物件の明細や所有者(納税義務者)ごとの税額	300円 (2枚目以降1枚10円)	○				
納税関係	地番図	地番の表示された地図	30分300円 (2枚目以降1枚10円)	○				
	納税証明書	税目別の課税額・納付済額・納期未到来額・未納額 など	300円		○	○		
	市税完納証明書	滞納がない旨	300円		○	○		
	酒類販売業等免許申請用納税証明書	過去2年間以内に滞納処分を受けたことがなく、申請日現在滞納がない旨	300円		○	○		
	軽自動車税納税証明書 (継続検査用)	車両番号・納付日・有効期限など4月2日以降の所有者は課税がない旨	無料		※2	※2	※2 ※3	
	軽自動車税納税証明書 (廃車・名義変更用)	課税額・納付済額・車両番号	300円		※2	※2		
	国民健康保険税納付額のお知らせ	国民健康保険税の年間の納付税額	無料		○	○		

※1 直近(おおむね10日程度)に市税を納めていただいた場合は、納税の確認ができないため、領収書をお持ちください。

※2 「所在地(営業)証明」は法人の名称および住所、「軽自動車税納税証明」は所有者の氏名および住所を申請書に記入していただければ、どなたでも取得できます(委任状は不要)。

※3 直近(おおむね10日程度)に市税を納めていただいた場合は、出張所・連絡所(金田・富来田を除く)では発行できません。

成人の健康

健康診査

朝 健康推進課 TEL 23-8376 FAX 25-1350

詳しい健(検)診内容や実施期間・場所は広報紙や市ホームページでお知らせしますのでご確認ください。

若年期健康診査(30歳～39歳)

内容	問診、身体計測(身長・体重・腹囲・BMI)、血圧測定、診察、血液検査(肝機能・糖代謝・脂質・腎機能・尿酸・貧血)、尿検査	
対象	30歳～39歳の方 ※ただし、勤務先などで血液検査を含む健康診査を受診する機会のある方、または妊娠している方はご遠慮ください。	
場所	個別健診 協力医療機関	集団健診 健診室(朝日庁舎)
一部負担金	1,000円	500円

医療保険未加入者の健康診査

内容	若年期健康診査と同様 (必要な場合:心電図・眼底検査を実施)
対象	40歳以上の医療保険未加入者 (生活保護受給者など)
場所	協力医療機関
一部負担金	無料

〈広告〉



木更津心臓血管クリニック 循環器内科・内科・皮膚科 入院可能な在宅診療

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
08:30-11:30	●	●	●	●	●	▲	/
14:00-17:30	▲	▲	▲	▲	▲	▲	/

●…予約優先 ▲…予約なし

※手術や緊急患者対応により、お待ちいただく場合や休診となることがございます。

木更津市長須賀 1784-1 Pあり

☎ 0438-38-5885



やさしさでつながる健康と笑顔

各種健康診断・人間ドック

特定健康診査・特定保健指導

巡回健康診断(出張型)

作業環境測定

産業保健 産業医活動・保健指導
労働衛生教育

一般財団法人 君津健康センター

健康診断に
関する
お問い合わせ

☎ 0439-55-6811

予約制

健康診断の受付時間

8:30～10:45
12:45～15:45

千葉県君津市君津1番地

●JR君津駅からタクシーで約10分

●木更津南ICから約3km

詳しくはホームページをご覧ください



歯科 新患・急患随時受付

いぐ 歯科医院

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00～12:00	●	●	●	/	●	●	/
14:00～18:00	●	●	●	/	●	●	/

休診日 日・祝日・木曜



富津市大堀4-5-15(カインズホーム様裏)

TEL0439-87-7711

肝炎ウイルス検診

内容	問診・血液検査（B型・C型肝炎ウイルス検査）
対象	40歳以上の方で過去に肝炎ウイルス検査を受診したことがない方
場所	協力医療機関・市民総合福祉会館（特定健康診査開催時）
一部負担金	無料

成人歯科健康診査

内容	むし歯と歯周病のチェック・歯磨き指導
対象	20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳の方
場所	市内の協力歯科医療機関
一部負担金	500円

がん検診

朝 健康推進課 TEL 23-8363 FAX 25-1350

詳しい検診内容・実施期間・場所や、令和9年度以降の情報は、広報紙や市ホームページでお知らせしますのでご確認ください。

結核・肺がん検診

結核検診は、肺がん検診と同時にを行います。

内容	問診・胸部X線検査
対象	40歳以上の方
場所 (令和8年度)	健診室(朝日庁舎) 地域交流センター・市民総合福祉会館
一部負担金	100円

胃がん検診

内容	問診・胃部X線(バリウム)検査
対象	40歳以上の方
場所 (令和8年度)	健診室(朝日庁舎) 地域交流センター
一部負担金	900円

大腸がん検診

内容	問診・便潜血反応検査(2日法)
対象	40歳以上の方
場所 (令和8年度)	健診室(朝日庁舎) 地域交流センター・イオンモール木更津
一部負担金	300円(検査容器回収時に徴収)

子宮頸がん検診

※集団検診・個別検診どちらか1回(年度内)のみ受診できます。

内容	問診・視診・子宮頸部の細胞診 (個別検診で必要な場合のみ:体部の細胞診)	
対象	20歳以上の女性	
場所 (令和8年度)	健診室(朝日庁舎)	協力医療機関
一部負担金	頸部 700円	頸部 1,300円 体部 1,300円

乳がん検診

内容	マンモグラフィ(乳房X線検査)	エコー(超音波)
対象	40歳～42歳 44歳・46歳・ 48歳の女性	50歳以上の 女性
場所 (令和8年度)	協力医療機関	健診室(朝日庁舎) 地域交流センター
一部負担金	1,600円	800円
		900円

健康診査・がん検診の一部負担金について

次に該当する方は、一部負担金が無料となります。

- ①生活保護世帯に属する方
- ②市民税非課税世帯に属する方
- ③70歳以上の方

※①・②に該当する場合は、受診する前に手続きが必要です。

口腔がん検診

内容	歯科医師による視・触診
対象	市内在住の方(年齢制限なし)
実施回数	年1回
場所	健診室(朝日庁舎)
一部負担金	無料

※年齢は各年度末時点

〈広告〉

歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科

関東最大級の歯科グループ 三國歯科グループ GREEN DENTAL CLINIC

グリーン歯科医院

【診療時間】 9:00～13:00/14:00～18:00
【休診日】 祝日

お電話はこちらまで
0438-20-2334

JR木更津駅徒歩7分
駐車場12台有り
木更津市東中央3丁目10番3号



成人の予防接種

(子どもの予防接種については60ページをご覧ください)

朝 健康推進課 TEL 38-6981 FAX 25-1350

妊婦のRSウイルス感染症予防接種

対象者には妊娠5カ月頃に通知します。

高齢者(65歳以上)等インフルエンザ予防接種

接種時期に広報紙・市ホームページでお知らせします。

新型コロナウイルス感染症予防接種(65歳以上)

接種時期に広報紙・市ホームページでお知らせします。

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種

対象者には通知します。

対象

65歳で、過去に接種をしたことがない方

接種費用

7,600円

带状疱疹予防接種

対象者には通知します。

対象

65歳から100歳までの5歳刻みの年度末時点の年齢の方

接種費用

生ワクチン 5,400円

組換えワクチン(2回接種) 14,100円/回

予防接種の注意事項など

予防接種を受ける際の注意事項

他の予防接種との間隔

- ▶ 注射生ワクチン(BCG、水痘、麻しん風しん混合、麻しん、風しん)の後に注射生ワクチンを接種する場合、27日以上あけてください。

※4週間後の同じ曜日から接種可能

- ▶ 不活化ワクチン(ヒブ、小児の肺炎球菌、B型肝炎、五種混合、不活化ポリオ、日本脳炎、HPV(ヒトパピローマウイルス:子宮頸がん予防)、妊婦のRSウイルス、インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌など)、経口生ワクチン(ロタウイルス)、mRNAワクチン(新型コロナ)の後に他のワクチンを接種する場合、間隔の制限はありません。

千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度

千葉県内の市区町村で予防接種を受けることができる制度です。予診票などが必要ながありますので、事前に健康推進課までお問い合わせください。

対象

病気などでかかりつけ医が4市(木更津・君津・富津・袖ケ浦)以外にある方や里帰り出産などで、4市協力医療機関で予防接種を受けることが困難な方

対象予防接種

ロタウイルス、ヒブ、小児の肺炎球菌、B型肝炎、BCG、五種混合、三種混合、不活化ポリオ、二種混合、麻しん風しん混合、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、HPV、妊婦のRSウイルス、高齢者(65歳以上)等インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌、新型コロナウイルス感染症、带状疱疹

千葉県外で予防接種を受ける方

やむを得ない理由(里帰り出産など)により、定期の予防接種を千葉県外で接種する方は、必ず、事前に健康推進課まで連絡してください。接種する前に手続きが必要です。



健康相談

朝 健康推進課 TEL 23-8376 FAX 25-1350

健康に関する相談を電話や面接などにて保健師・栄養士・歯科衛生士が行います。

健診結果が気になる方、体重管理に取り組みたい方、お口の健康が気になる方、禁煙したい方など、お気軽にご相談ください(おおむね30分程度)。

面接は予約制ですので、電話でお申し込みください。

骨髄ドナーの支援をしています

朝 健康推進課 TEL 38-6981 FAX 25-1350

骨髄または末梢血幹細胞の提供を完了した方と最終同意を行った後に自己都合以外の理由により当該骨髄などの提供が中止となった方、およびその方を雇用する事業者に奨励金を交付します。詳しくはお問い合わせください。

国民健康保険加入者の健康診査・保健指導について

朝 保険年金課 TEL 23-7062 FAX 25-3566

特定健康診査

対象者	本市の国民健康保険に加入している40歳～74歳の方…対象者には受診券などを個人通知します。 ※妊娠婦、施設に入所中、6カ月以上入院している方、長期不在者、国民健康保険にて短期人間ドックの助成を受けた方およびこれから助成を受ける予定の方は受診できません。
内容	▶問診 ▶身体計測(身長・体重・腹囲・BMI) ▶血圧測定 ▶血液検査(中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール・non-HDLコレステロール・血清クレアチニン(eGFR含む)・血清尿酸・AST・ALT・γ-GT・血糖・HbA1c・赤血球・ヘモグロビン・ヘマトクリット値) ▶個別健診での尿検査(糖・蛋白) ▶集団健診での尿検査(糖・蛋白、潜血、尿中食塩濃度) ▶心電図検査(健診時血圧が140/90以上または不整脈がある方) ▶眼底検査(前年度健診結果で血圧が140/90以上または糖検査値が基準以上の方)
実施方法	集団健診(7月～:市ホームページ、はがきで予約) 個別健診(6月～10月:直接医療機関へ予約)
自己負担金	無料

短期人間ドック(詳しくは市ホームページでご確認ください)

対象者	(1)～(6)のすべてに該当する方 (1)木更津市国民健康保険の資格取得日から6カ月以上経過している (2)年齢が35歳以上75歳未満の方(受検日時点) (3)国民健康保険税を完納している (4)現在医師の治療を受けていない方、または治療中で受検に支障のない方、妊娠中でない方 (5)同じ年度内に人間ドック助成および特定健診を受けていない方(年度内重複受検の場合はどちらかの実費をいただきます) (6)短期人間ドック結果報告書を提出することに同意する方
内容	詳細は、契約医療機関(市ホームページに掲載)に確認してください 短期人間ドック併用で脳ドックの受検も可
実施方法	1 契約医療機関の受検日を予約→2 利用申請(市ホームページオンライン申請または窓口申請) →3 利用承認書の受領→4 ドック受検
助成金	検査費用の7割を助成(限度額6万円)

保健指導・健康相談

特定健診、短期人間ドックを受診する方は保健指導がセットになっています。

基準に該当した方へ個別通知をします。

- ▶特定保健指導(生活習慣病発症予防)
メタボリックシンドローム改善のためのプログラム
- ▶重症化予防保健指導(生活習慣病重症化予防)
主に脳疾患、心疾患、腎臓疾患の予防
- ▶健康相談
- ▶おくすり相談(薬剤師会と連携して実施)